

生産緑地に係る農業の主たる従事者証明申請添付書類について

◎証明書の発行は、生産緑地の買取り申出が可能であることが前提です。

主たる従事者が故障の場合は、買取り申出が可能か都市計画室と調整してください。

主たる従事者が死亡の場合 (5～7の添付書類は該当者のみ)

- 1 登記事項証明書（全部事項証明書）＊法務局備付のもの
- 2 付近見取図
- 3 公図 ＊法務局備付のもの
- 4 戸籍（除籍）謄本
- 5 「相続登記がまだの場合」 遺産分割協議書、戸籍謄本、相続人全員の印鑑登録証明書、関連図
- 6 「届出事由を生じた者が他市町村の場合」 住民票
- 7 「代理人による申請の場合」 委任状

主たる従事者が故障の場合 (5、6の添付書類は該当者のみ)

- 1 登記事項証明書（全部事項証明書）＊法務局備付のもの
- 2 付近見取図
- 3 公図 ＊法務局備付のもの
- 4 診断書の写し（コピー） 原本確認しますので原本も持参ください。
- 5 「届出事由を生じた者が他市町村の場合」 住民票
- 6 「代理人による申請の場合」 委任状

- ・都市計画室への提出に使用する等の事情により、添付書類の原本還付を希望される場合は、原本と写し（コピー）を提出してください。確認後、原本を還付します。
- ・添付書類の提出部数は1部です。